

長浜市病院事業経営支援等業務仕様書

1 業務名称

長浜市病院事業経営支援等業務

2 業務目的

長浜市病院事業経営支援等業務（以下「本業務」という。）は、市立長浜病院及び長浜市立湖北病院（以下、「市病院事業」という）における費用削減策及び増収策の検討・伴走型実行支援などにより、喫緊の課題である収支改善の実現と、抜本的改革による安定的な経営基盤の再構築を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までとする。

4 業務場所

滋賀県長浜市大戌亥町３１３番地 市立長浜病院

滋賀県長浜市木之本町黒田１２２１番地 長浜市立湖北病院

5 業務の目標

最短で令和８年度の経常収支を均衡させることを目標とし、下記６の業務を行うこと。

6 業務内容

(1) 経営状況の分析・改善の提案・伴走型の実行支援

① 市病院事業の平成２４年度以降の財務状況を総点検した結果を示した上で、経営改善に関する増収・費用削減提案と効果額試算

ア 現職員体制・医療機能等体制を維持しながら可能となる経営改善策および見込額の提案（不採算の医療機器や材料費等の見直し、経費（委託料、賃借料等）の適正化等）

イ 現医療機能等体制を維持しつつ、費用削減につながる職員体制の提案と効果額試算

ウー１ 最短で令和８年度の経常収支均衡とする改善目標を実現するための大胆な経営改善策の提案

ウー２ 遅くとも令和１１年度末までに経常収支均衡を達成するとした場合（令和８年度末までに経常損失を１２億円まで改善するとした場合）、それを実現するための経営改善策の提案

＜ウー１、ウー２共通事項＞

※ 目標達成のための医療機能（診療科、施設基準等）の縮小も提案してよい。ただし、地域に必要な医療機能は残すこと。

※ 人件費については、安易に給与カット、賞与カットを提案するのではなく、医療機能・患者数等に応じた職員体制の見直しや収支に見合った

人事給与体系の見直しを通じた削減提案とすること。

※ DPCデータやベンチマーク等を利用するなど、根拠に基づいた提案を行うこと。

※ 病院ごとの提案だけでなく、病院事業全体として所有する資源（人材・資産）を相互に有効活用できる提案を行うこと。

② 「5 業務の目標」に掲げる目標達成のための伴走型の実行支援を行うこと。

(2) 専門知識を活用した経営改善に向けた現場への助言・指導を行うこと。

① 市病院事業の現場へ直接参加し、職員に対し、経営改善に向けた助言・指導の支援を定期的に行うこと。

具体的には、市病院事業の医師や看護師、医療技術職員、薬剤師、事務職員等との直接的な対話を通じて、経営改善に向けた助言・指導を行う。

対話とは、市病院事業の各病院で開催される院内会議への現地出席により行うものとする。状況により、オンライン会議形式での出席を可とする場合がある。

院内会議に関しては、経営健全化検討会議、幹部会議、診療局会議等の伴走支援及び、経営改善に関する実行支援（会議出席、経営改善提案と進捗管理など）を想定している。

なお、助言・指導を受けた事項は、市病院事業職員が各病院内の関係組織に伝達し、実行に移していく想定としている。

② 本業務担当の事務局職員と、上記(2)①に記載の会議のほか、本業務の全般に関する定例会議（週1回を基本とし、回数は市病院事業と受注者が協議して設定。）を開催することとし、その伴走支援を行うこと。

③ 経営改善状況を病院事業から外部へ報告する際の資料作成等を行うこと。外部への報告とは、長浜市議会への報告、経営強化プラン評価委員会への説明等を想定している。

④ その他、市病院事業職員の伴走支援を行うことを通じて、全職員の病院経営に係る意識醸成と安定的な経営基盤の再構築に寄与すること。

(3) 本業務の実施結果に係る評価

上記6(1)及び(2)に関する月次及び年次の業務実績報告(活動履歴や提案項目とそれらの成果など)及び市病院事業が指定する資料等を本業務の成果物として市病院事業に提出すること。

(4) その他業務

上記に明記されていない事項についても、目標を達成するために必要と認

められるものについては、市病院事業と受注者で協議の上、積極的に行うものとする。

7 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。書面資料の書式、成果品のデータ形式及び提出方法等については、市病院事業と受注者が協議の上、決定する。

① 経営改善に関する費用削減・増収提案と効果額試算

書面 1 部及びデータ 1 式

(早期実行を念頭に、令和 7 年 4 月から 7 月に作成し、完成したものから順に提示を求める)

② 月次報告書 書面 1 部及びデータ 1 式

③ 年次報告書 書面 1 部及びデータ 1 式

④ その他参考資料がある場合は、当該書面資料を書面 1 部及びデータ 1 式

(2) 本業務における成果品は、市病院事業が使用・公表することができること。

具体的には、長浜市議会への報告、経営強化プラン評価委員会への説明、市病院事業ホームページでの公表などを想定している。

8 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、市病院事業はそれまでの成果の全部又は一部を使用することができるものとする。

9 注意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。

(2) 成果物及び作成途中の資料については、途中の成果物も含め著作権、版権の全ての権利について市病院事業に帰属する。また、市病院事業の許可なく使用し、または掲載してはならない。

(3) 受注者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務実施のために必要と思われる業務については、受注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(4) 業務を適正かつ円滑に実施するため、市病院事業と受注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正し、その内容について相互に確認すること。また、受注者は、市病院事業の求める書類提出に適時応じること。

(5) 受注者は、業務の進捗状況に関して市病院事業に対して定期的に報告を行うこと。

(6) 本業務について必要な市病院事業に関する資料を受注者が収集する際は、市病院事業の担当職員と協議した上で行うものとする。

(7) 受注者は、本業務により知り得た内容等について、本業務の履行期間中及び業務終了後においても、機密保持のため十分な体制で適切に保管し、第三者に

その情報を漏らしてはならない。また、本業務目的以外に利用しないこと。

- (8) 受注者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）他、個人情報保護に関する関係法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、その都度市病院事業と受注者が協議の上、決定するものとする。

1 0 本業務の責任者及び担当者の要件

- (1) 受注者は、市病院事業と協議を行い、医療政策及び病院経営について相当な知識や技術を持ち、経営改善に関連する現場参加と適切なアプローチを実施できる力量を有し、適切で迅速な提案を行うことのできる人員を配置すること。
また、本業務に関する責任者を選任し、市病院事業に報告すること。
- (2) 担当者は、令和 2 年 4 月 1 日以降において、200 床以上の病院の経営改善支援業務に従事した経験を有すること。
- (3) 受注者は、本業務の責任者及び担当者に不測の事態が生じ、本業務の履行に支障が生じる恐れのあるときは、市病院事業と協議の上、速やかに代替者を配置すること。
- (4) 受注者は、本業務を履行するに当たり事故が発生した場合には、速やかに市病院事業に報告すること。事故の内容により、市病院事業が公表の必要があると判断した場合には、受注者名を公表する場合があることに留意すること。

1 1 市病院事業の概要（令和 7 年 1 月 1 日現在）

項目		市立長浜病院	長浜市立湖北病院
病床数	許可病床数	一般 461 床	一般 83 床
		療養 52 床	うち地域包括ケア 35 床
		回復期リハビリ 52 床	療養 57 床
		計 565 床	計 140 床
	稼働数	一般 345 床	一般 60 床
		療養 52 床	うち地域包括ケア 20 床
		回復期リハビリ 52 床	療養 57 床
		計 449 床	計 117 床
	休床数	一般 116 床	一般 23 床
診療科	※標榜診療科	23 科 内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外	18 科 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、婦人科、眼科、耳

			科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科	鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科
患者数	外来	令和5年度	218,203人	62,191人
	外来	令和6年度 4月～12月実績	165,330人	48,411人
	入院	令和5年度	122,317人	35,308人
	入院	令和6年度 4月～12月実績	88,968人	28,879人
医療機能	※主な認定・指定を記載		日本医療機能評価機構認定病院 地域がん診療連携拠点病院 臨床研修指定病院 地域医療支援病院 救急告示病院 国際規格 ISO15189 認定 がんゲノム医療連携病院 ERAS [®] (術後早期回復プログラム)認定病院	国民健康保険直営診療施設 へき地医療拠点病院 在宅療養支援病院 地域包括医療・ケア認定施設 臨床研修病院（協力型） 救急告示病院
職員数 令和6年 10月現在	医師・歯科医師		104人	12人
	看護師		514人	155人
	技術職		141人	43人
	事務職		123人	43人
	その他		158人	25人
	計		1,040人	278人
決算状況	令和5年度	医業収益	13,545,039千円	1,938,526千円
		医業費用	14,608,743千円	2,774,655千円
		老健療養収益	-	424,179千円
		老健療養費用	-	447,500千円
		医業外収益	1,171,468千円	847,339千円
		医業外費用	981,433千円	256,984千円
		老健療養外収益	-	9,009千円
		老健療養外費用	-	10,770千円
		経常損益	▲873,669千円	▲270,856千円

令和6年度 見込	医業収益	14,074,011千円	2,052,528千円
	医業費用	16,004,147千円	2,929,774千円
	老健療養収益	-	455,066千円
	老健療養費用	-	471,424千円
	医業外収益	861,759千円	730,797千円
	医業外費用	940,543千円	231,355千円
	老健療養外収益	-	6,127千円
	老健療養外費用	-	12,615千円
	経常損益	▲2,008,920千円	▲400,650千円

※長浜市立湖北病院は介護老人保健施設「湖北やすらぎの里」を併設している。

入所定員	84人	
通所定員	10人	
職員数 令和6年 10月現在	理学・作業療法士	6人
	看護師	9人
	准看護師	3人
	事務員	4人
	社会福祉士	1人
	介護職員	28人
	管理栄養士	2人
	介護助手	8人
	食事介助	6人
	運転手	2人
	計	69人
延べ療養者数	入所者 令和5年度	24,671人
	入所者 令和6年度 4月～12月実績	18,876人
	短期入所者 令和5年度	3,748人
	短期入所者 令和6年度 4月～12月実績	2,683人
	通所 令和5年度	1,379人
	通所 令和6年度 4月～12月実績	1,254人